

令和 3 年 第 1 回

福生病院企業団議会定例会会議録

令和3年2月22日（月）

令和3年第1回福生病院企業団議会定例会

- 1 招集年月日 令和3年2月22日（月）
- 2 招 集 場 所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会 議 時 間 午後1時00分から午後2時33分まで
- 4 出 席 議 員
1 番 榎本 義輝 2 番 山崎 栄

3 番 村山 正利 4 番 西川美佐保

5 番 濱中 俊男 6 番 浜中 順

7 番 佐藤 弘治 8 番 五十嵐みさ

9 番 小澤 芳輝
- 5 欠 席 議 員 な し
- 6 説明のため出席した者の職氏名
企 業 長 松山 健
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
副 院 長 小山 英樹
副 院 長 吉田 英彰
事 務 長 町田 高司
経営企画担当主幹 市川 仁史
庶 務 課 長 小林 章文
経 理 課 長 大澤 達哉
医 事 課 長 青木しのぶ
診療情報管理課長 岸野 満
庶 務 係 長 為ヶ谷安紀子
経 理 係 長 馬場 孝久
- 8 職務のため出席した構成市町職員の氏名
福生市福祉保健部参事 瀬谷 次子
福生市健康課長 高山 香代

羽村市福祉健康部長

羽村市健康課長

瑞穂町福祉部長

瑞穂町健康課長

野村由紀子

大高 淳子

福島 由子

工藤 洋介

令和３年第１回福生病院企業団議会定例会議事日程

日 程 第 １ 会議録署名議員の指名について

日 程 第 ２ 会期の決定について

(企業長あいさつ)

日 程 第 ３ 一般質問

日 程 第 ４ 議案第１号 福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 ５ 議案第２号 福生病院企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 ６ 議案第３号 令和３年度福生病院企業団病院事業会計予算

日 程 第 ７ 議案第４号 令和３年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金について

午後 1 時 0 0 分 開会

○議長（濱中俊男君） 皆様、こんにちは。

今日は、令和 3 年第 1 回福生病院企業団議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和 3 年第 1 回福生病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、発言の際には、挙手の上、議席番号もしくは職名を告げ、許可を受けてからのお願いといたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言をいただきたいと思います。

○議長（濱中俊男君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院企業団議会会議規則第 95 条の規定により、議長において、1 番榎本義輝議員並びに 2 番山崎 栄議員を指名いたします。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○議長（濱中俊男君） この際、企業長から発言の申し出がありますので、これを許します。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 今日は、令和 3 年第 1 回福生病院企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

1 年以上にわたる全世界的コロナ禍はピークアウトしたかもしれませんが、いまだ猛威を振るっており、今後予定される職員および一般住民へのワクチン接種に関しても問題が山積しています。

さて、当院の現況につきまして若干報告させていただきますと、診療面におきましては、ホームページでその都度お知らせいたしておりますとおり、昨年 11 月の院内クラスター発生後も、去る 1 月 17 日に入院患者 1 名からコロナ陽性患者が確認されて以降、10 名の職員の感染が確認されるなどいたしました。外来や入院の一部を制限しての対応に迫われましたが、2 月 15 日に無事終息宣言を出し、ほぼ通常の状態となって病床稼働率も改善してきております。

財政面におきましては、平成 28 年度からの継続的な赤字に加え、コロナ禍の拡大によ

り収益の大幅な減収が見込まれましたので、昨年8月に金融機関より10億円を借り入れ、経営を継続してきました。その後、院内クラスターに見舞われさらに病床稼働率が低下し、一時は財政破綻の危機まで考えられる状況でございました。しかし、各構成市町長並びに企業団議員の皆様から国や東京都へ要請をしていただき、支援金等の増額があったことから、今年度末までは経営を維持できる見通しが立っております。

ただ、来年度以降の支援金等は未確定でございます。従いまして、このコロナ禍において病院経営を維持するためには、構成市町はじめ議員の皆様からも、さらなるご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、小山副院長に関するご報告でございます。小山副院長におかれましては、公立移管前の福生病院に、平成12年12月に入職され、平成27年4月に副院長となられ現在に至っており、令和3年3月末をもって定年退職されることとなります。

小山副院長は、東京都医師会の救急委員会委員を長年にわたり務められており、院内においても救急業務連絡委員会委員長として、救急医療体制の維持・向上のために中心的役割を担っていただいております。救急医療は、公立病院としての使命であることはもとより、救急患者は入院につながる可能性が高いため病院の収益向上の面からも非常に重要な要素となります。

こうした対応を引き続き推進し、地域医療の期待に応えるとともに安定した病院経営を行っていく上で、小山副院長の存在は余人に代えがたく、定年を延長し、引き続きご尽力をいただくこととさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、公益財団法人日本医療機能評価機構の認定による病院機能評価の受審についてでございます。

本年1月19日から20日にかけて受審する予定でございましたが、受審直前に院内で新たなコロナ感染患者が確認されたことから、機能評価機構と協議の上、一時延期となっております。延期後の受審は5月の予定となりましたので、早期に認定を取得し、より地域の公立病院として安全・安心・信頼と納得の得られる医療サービスの提供に努めてまいります。

本日提案いたします令和3年度予算の収益的収支でございますが、4億3,738万8,000円の赤字予算としております。

これは、コロナ禍の中、計画通りの収益を上げることが想定できないこと、また、前述のように国や東京都などからの支援金も不明確な状況にあり、やむを得ず決断したところでございます。議員各位をはじめ関係者の皆様には、特別な状況であるご理解いただき、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

なお、本日ご審議いただきます案件は、「福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」外3件の計4件でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げて、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 以上で、企業長の発言は終わりました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、順次発言を許します。

初めに、4番西川美佐保議員。

○4番（西川美佐保君） 皆様、こんにちは。4番の西川美佐保です。

現在、緊急事態宣言下で、新型コロナウイルスワクチンの受け入れ体制準備などお忙しい中、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

通告に従いまして1項目の一般質問を行わせていただきます。

新型コロナウイルス感染症へのワクチン接種等について。

当院ホームページの最新情報に、新型コロナウイルス感染症について、2月2日までに一般病棟入院患者4名及び職員10名の計14名に新型コロナウイルス感染者を認めたことや、現時点で当院は、通常どおり外来診療を継続していること。救急外来及び手術を含めた入院診療に一部制限をしているとのこととあります。その中で、政府は感染症収束に向けて、国の負担によるワクチン接種を急ぎ、安全で有効なワクチンが承認され、供給できるようになった時には、医療従事者等への最初の接種が2月中旬から始められるよう準備を進めているとのことでしたが、厚生労働省は今日14日に、新型コロナウイルスのワクチン接種の審査期間を短縮する特例承認を正式に承認し、いよいよ17日から国内で接種が始まりました。

全国の国立病院など100か所の医療従事者4万人を対象に先行接種、うち2万人に副反応の頻度など安全調査を行うとしています。先行接種で行われるのは、米製薬大手ファイザー製のワクチンで、都内病院など8施設で125人に接種されましたが、厚生労働省によりますと、重大な副反応やトラブルは今のところないとのことと。

海外で4万人超が参加した臨床試験では95%の有効性が示された一方で、重大ではないものの、打った場所の痛みや発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛などが一定数の人で見られたとのこと。インフルエンザと同様に急性アレルギー反応、アナフィラキシーも100万人に5人程度の発症の報告や今後の予定など、少しずつ接種状況が見えてきている現状だと思いますが、今後のワクチン接種への対応についてなど、以下質問をいたします。

（1）これまでに感染が確認されたとされる職員10名の方のその後の状況や、医療体制への影響等についてお聞きします。

（2）現在の入院患者の受入れは、例年に比べてどのくらいかお聞きします。

（3）ワクチン接種について。

① 医療従事者等への接種の優先順位が高いとのこととありますが、接種率などの目安は示されているのでしょうか。また、接種の有無は本人の希望で決定されるのでしょうか。

② ワクチンは現在、一般的には4種類あり、製造会社によって特徴があると聞いています。導入される予定のワクチンの特徴や、受入体制について伺います。

③ 各自治体へのワクチン接種の協力体制は、いつ頃決定され、どのように行われるのでしょうか。

④ ワクチンへの有効性・安全性や副反応への不安を持つ方もいますが、その対応について伺います。

以上で、通告での質問は終わります。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） ありがとうございます。西川美佐保議員のご質問にお答えいたします。

1 項目め「新型コロナウイルス感染症へのワクチン接種等について」の1 点目、「これまでに感染が確認されたとされる職員 10 名の方のその後の状況や、医療体制への影響等について」でございます。

先月、入院患者 1 名の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことから、当該病棟に関連する職員に PCR 検査を実施したところ、10 名の感染が確認されました。

医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、発症した場合の職場復帰につきましては、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第 4 版」に掲載されている、感染した患者の「退院基準・解除基準」に準じて対応しております。

この基準では、感染が確認された有症状者は「発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合退院可能とする」となっております。

したがって、本来であれば、この基準を満たした者は職場復帰することができ、この際、PCR 検査による、いわゆる陰性確認の必要もございません。しかしながら、当院では、医療・看護の現場で従事する職員であることを鑑み、感染した職員の職場復帰につきましては、院内の新型コロナウイルス感染症対策本部会議により、より慎重な独自の院内基準を定めております。

その基準は、「厚生労働省の退院基準が解除された後、さらに 10 日間自宅療養し、その間に PCR 検査を実施し、陰性を確認する」でございます。

個人情報の保護及び人権への配慮から細部については申し上げられませんが、厚生労働省の基準及びその後の院内基準をクリアして職場に復帰した職員は、2 月 18 日現在、4 名となっております。

次に、「医療体制への影響等について」でございます。

今回感染が確認された 10 人は、全員が同一の部署に所属していたわけではございませんでしたので、診療業務や看護業務等の継続が困難な状況までには幸い至らず、医療体制に大きな影響はございませんでした。

ただし、1 月に最初の感染者が確認された直後から、患者及び職員への感染拡大防止、安全確保の観点から、救急外来及び手術を含めた入院診療に一部制限をしておりましたが、2 月 2 日以降新たな感染者を認めておりませんでしたので、2 月 15 日に今回の院内感染につきましては、終息を宣言いたしました。

残念ながら、一部の診療科においては、外来診療及び入院診療に関し、引き続き制限を設けております。当該科の患者さんにつきましては、他の医療機関を紹介するなど受入体制に万全を期し、患者さんへの影響を最小限にとどめるように努めております。

次に、2 項目め「現在の入院患者の受け入れは、例年に比べてどのくらいか」について

てでございます。

今年度の4月から10月までの一日平均入院患者数は191人で、前年4月から10月と比べ28人の減でございます。11月以降は、病棟でのクラスターにより入院制限や手術制限をしていたため、11月の一日平均入院患者数は前年同月と比べ49人減の190人、12月は119人減の112人、1月は75人減の145人となっております。

次に、3項目め「ワクチン接種について」のうち、まず、「接種率などの目安は示されているのか。また、接種の有無は本人の希望で決定されるのか」についてでございます。

現時点では、厚生労働省から接種率の目安や目標などの数値は示されておられません。接種につきましては、厚生労働省のホームページ上で「医療従事者等の方は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれますが、最終的には個人の判断です。接種を行うことは、強制ではなく、業務に従事する条件にもなりません」と示されております。

これらを踏まえまして当院では、当院を主として勤務する全ての職員及び委託職員等に接種希望の有無を確認し、接種する予定でございます。

次に「ワクチンは現在一般的には4種類あり、製造会社によって特徴があると聞いている。導入される予定のワクチンの特徴や、受入体制について伺う」についてでございます。

現時点では、国が契約締結、または、基本合意に至っているワクチンは、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社の3社でございます。

ワクチンの特徴といたしましては、「ファイザー社」のワクチンは、マイナス75度で保管すること、室温での融解後、接種前に生理食塩水で希釈すること、21日間隔で2回の接種が必要なことなどでございます。「アストラゼネカ社」のワクチンは、2度から8度で保管すること、希釈が不要であること、28日間隔で2回接種が必要なことなどでございます。「モデルナ社」のワクチンはマイナス20度で保管すること、希釈が不要であること、28日間隔で2回接種が必要なことなどでございます。

ワクチンの受け入れ体制につきましては、マイナス80度対応のワクチン保管用のディープフリーザーが、2月16日に東京都から当院に直接分配されましたので、整っております。

次に、「各自治体へのワクチン接種の協力体制は、いつ頃決定され、どのように行われるのか」についてでございます。

まず、当院は、先行して行われる医療従事者等の接種を担う基本型接種施設と指定されております。

その役割は、当院の職員等に対する接種のほか、地域の医療従事者分のワクチンの配付や管理、ディープフリーザーでのワクチンの保管・管理などを、国や東京都の調整の下に行うこととございますので、地域住民に対する接種につきましては、各自治体で協議、決定されていくことと認識しております。

ただ、当院へは、2月4日に開催した福生病院企業団運営協議会の席で、各構成市町

の首長から口頭で協力要請を受けておりますので、今後、構成市町の担当者から詳細について話し合いの場が設けられた段階で、当院として何ができるのか検討してまいります。

次に、「ワクチンの有効性・安全性や副反応に不安を持つ人への対応について」でございます。

ワクチン接種を行う際には、接種する方へ副反応等に関する説明と同意を得ることとされておりまして、その内容は、「予診の際に予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応や、まれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチンの接種対象者又はその保護者がその内容を理解し得るような適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うもの」とされております。

ワクチン接種の際には、医師がこれらの情報を説明し、不安の解消に努め、同意を得られた方に対して接種を実施していくことといたします。

以上で、西川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） ご回答、ありがとうございました。

それでは、再質問を行わせていただきます。

初めに、（１）の医療体制について。

先ほど、職員の方で感染された方10名のうち4名の方が復帰されているということが分かりました。先ほど、入院患者さん1名が発症されて、そこから10名の方の陽性が判明されたということでしたけれども、10名の方からの二次感染とか濃厚接触者はなかった。全部で10名ということでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議員のご質問の、いわゆる二次感染がなかったものですから、3週間ちょっとの期間で終息をさせたものだというふうに理解していただいて結構だと思います。以上です。

○4番（西川美佐保君） コロナ患者の方の治療に関して、管轄されているところは病院なのか保健所となるのか、確認させていただきます。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） コロナ患者の入院、宿泊、自宅療養などの調整、症状の把握などのケアにつきましては保健所の業務となっております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） 分かりました。

自宅療養された方のこともちょっとお聞きしたかったんですけども、保健所の管轄ということで、ここでは詳しいことはお聞きできないと思います。

自己管理にも有効と言われている新型コロナ重症化の兆候を簡単につかむことができる血液中の酸素濃度を測る機器というものがありますけれども、これは病院では利用さ

れているのかお伺いをいたします。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） PCRセンターとか、病院にはあれはもう随分前から一般的な医療器具でございますので、臨床的には十分応用はされています。

今問題になっているのは、そういうものを全く配付せずに自宅で療養して、急に悪くなったというようなことが問題になったことから、たくさん配布するようになったというふうに理解しております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） 分かりました。ぜひ自宅療養の方などは自己管理に大変有効だと思いますので、活用していただきたいと思っております。

それから、治療に関して、保健所が管轄されているということですが、例えば、一般的に新型コロナウイルスで入院を受け入れている病院では、治療の一部として病院独自のことを加えるということが可能なのかどうか、ちょっとご質問します。

イギリスの研究所で欧州20か国のコロナ患者のデータを比較検討したところ、今回のコロナウイルスワクチンに血中ビタミンDの濃度が30ng/ml以上の方はほとんど感染せず、さらに重症化しないという論文が発表されました。ビタミンDというのは、カルシウムの吸収以外にインフルエンザ等の感染症に有効であることが知られているそうです。しかし、多くの方がビタミンD必要量の30ng/mlに達していないという研究結果でありました。このビタミンD欠乏症が急性呼吸窮迫症候群の一因となることが判明していて、その致死率は年齢と慢性疾患も併存症とともに増加し、どちらも低い活性型ビタミンD濃度と関連しているというデータが出されております。

血中濃度を調べればすぐに分かることで、副作用があることではないと思っておりますので、こういったことも本人の了解のもと、今ある治療に加えてこういった治療も行えるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 以前から、ウイルス感染症に関してはビタミンDとかビタミンAが効くという報告は幾つもございます。結局、今、世界中の先進国でいろんな治療が試されておりますので、一つの治療でこういう論文が出たからといって、それで右へ倣えで追従して行くというようなことは、恐らくどの先進国もやっていないと思います。ビタミンDも一つの選択肢ではあると思いますので、基本的に患者さんの治療というのは、内科、特に担当した主治医、担当医の相談によってやっておりますので、こちらのほうから現時点では、「みんなビタミンD量れよ」とか「ビタミンDを余分に投与してみろ」とかそういうようなことは、私の立場からは言っておりません。以上です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） 分かりました。ありがとうございます。

（2）の入院患者の受入れは、徐々に回復しているというようなことでしたけれども、経営的な視点から、昨年と比べて今年に入った現在の影響というのはどのように分析をされていらっしゃるのでしょうか。先ほど、ちょっと何月には何人減というお話があり

ましたけれども、今の状況というのは、だんだんと日常に戻りつつあるのか、そこら辺、ちょっとお聞きます。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） ざっくり申し上げますと、11月にクラスターを起こして、11月の1か月の稼働率はちょうど60%でございました。12月がそのクラスターの影響をものに被りまして、恐らく37%ではなかったかと思います。1月になって少し改善して47、48%になって、2月と今の現在では60%を超えております。

だから、もっと早く何とかならぬのかという、そういうご意見なのかもしれませんが、一応、当院としては、職員一丸となって封じ込めに努め、今のところは、まだこの程度で済んでおりまして、少しずつ日常に戻りつつあるというふうに私は理解しております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） 分かりました。ありがとうございます。

（3）のワクチン接種についてですけれども、当院では医療従事者の方をメインに接種されるということですので、接種率などの目安というのは、先ほど、表示されていないということで、接種するかどうかは個人の判断ということでしたけれども、職員の方の総数というのは何名で、それから、接種を希望されているという方の人数というのは把握をされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） ワクチンの接種につきましてお答えさせていただきます。

当院のワクチン接種対象者は、当院を主として週3日以上勤務する職員と当院に所属する委託職員を対象としております。これらの職員に対して接種の希望の有無を確認いたしました。

その状況ですが、2月18日の時点で、福生病院の職員531名中、接種希望者483名、接種希望率91%でございました。委託職員につきましては、対象者196名、接種希望者180名で91.8%で、総勢728名対象者のうち663名が希望しております。接種の希望率につきましては91.2%でございました。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） ありがとうございます。

非常に高い希望者がおられるということで、安心いたしました。

今のところ、あまり大きな副反応はないと言われておりますけれども、先行接種の行われているファイザー社のワクチンは、遺伝情報を記録したmRNAの一部を人工合成した世界で初めてのワクチンということで、これが短期間の間に開発されたということで、一般的には不安の声も上がっております。

日本は海外に比べて感染率とか死亡者数も桁違いに低く、また、体格等も違いますので、できれば日本製を願う方も多いのではないかなというふうに思いますけれども、少し時間がかかるのかなというふうに思っております。また、治療薬も今、開発をされて

おります。ただ、早くこの新型コロナウイルスを抑えるためにワクチン接種が必要であるということは認識をしているわけですが、職員の方それぞれが安全性とか体質、また体調なども踏まえて、お一人おひとりが判断する必要があると思いますので、そういった意味で、個人の判断というのはとても大切だと思います。

②のワクチンの受入体制についてなんですけれども、先ほど、ファイザー社のワクチン接種ということがありましたけれども、成分が壊れやすく、マイナス 75 度の超低温での保管など厳格な品質管理が求められ、冷蔵状態での輸送も短時間に限られるという情報でしたが、19 日、同社ワクチンは通常の医療品用冷凍庫で一定期間保存できると新たなデータを米当局に提出したと発表されました。同社によれば、医薬品用の冷凍庫の温度である零下 25 度から零下 15 度で、計 2 週間保存が可能なのが新たに分かったという新聞記事が昨日掲載されておりました。

刻々とこのように変化する中で、希望する職員の方にどのように接種を進めるのか。その医薬品の管理は先ほど完了したということでしたけれども、接種の手順とかはもう決定されているのか、お伺いをいたします。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 非常に難しい問題が山積しているというのは冒頭申し上げたとおりなんですけれども、すべからくワクチンは副反応がありますので、今考えておりますのは、同じセクションの者に同日にやると、同じタイミングで副反応が出て、外来業務、入院業務に支障を来すことが考えられるので、なるべく接種日をずらしてやるのが一番組織として効率的ではないかということまでは総論としてコンセンサスは得られるんですけれども、それは言うのは簡単で、うちぐらいの施設でも、かなりこれきちんとマネジメントするのは大変でございますので、今、そういう知恵を集めて、まだワクチンが来ていない状況ですので、一体どういうふうにするのが効率的で、患者さんの皆さんにご迷惑をなるべくかけないようにできるのかというようなことを工夫している最中です。そういう工夫としては、いろいろと考えております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4 番（西川美佐保君） 現状、よく分かりました。

各自治体からは、それぞれクーポン券が配られるというふうに伺っておりますけれども、それは医療関係従事者の方は利用されるのでしょうか。クーポン券の関係をお聞きます。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） お答えいたします。

医療従事者等の接種券につきましては、厚生労働省が発行しております「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種実施に関する医療機関向け手引」によりますと、医療機関が直接、国が指定しておりますワクチン接種円滑化システム、通称 V－S Y S と言いますが、これに接種対象者を登録し、医療機関で接種券付き予診票を発行いたします。医療従事者はこれを基に接種を行いますので、各自治体が発行する接種券は使えません。接種をした医療従事者へは、市町村から送付される接種券を用いて再度接種すること

がないよう周知することとされておりますので、届いた場合には破棄していただくことになると思います。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） それでは、各自治体に対して医療関係者の方の結果報告というか、注射受けられましたよという報告は各自治体へは行くのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（濱中俊男君） 経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） そちら辺の流れにつきましては、まだ調べておる最中でして、破棄するまでは来ているのですが、その後、市町村へ報告が求められるかということにつきましては、現在、調査中です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） ④の副反応への不安を持つ医療従事者の方もおられると思うんですけども、ワクチンを打つ前に問診票を書いていただいて面談されるということでした。相談窓口として、厚生労働省でワクチンコールセンターというのが開設されておりますけれども、こういった連絡先等というのは、こういった面談等で皆さんにお知らせされるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（濱中俊男君） 小林庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 今言われました相談等につきましては、先ほど、企業長からも答弁ありましたように、まだ手順が確実というわけではございませんで、今いろいろと検討している最中ですので、そういった相談などにつきましては、また今後、その手順の中で考えていくものと思っております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 西川議員。

○4番（西川美佐保君） 分からないことたくさんあって、本当に大変だと思いますけれども、安全で安心、またスムーズなワクチン接種が進みますようお願い、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） 次に、6番浜中順議員どうぞ。

○6番（浜中 順君） それでは、3点の質問をさせていただきます。

1点目、一般外来、検査、救急外来は、現在どのように、どの程度制限されているのでしょうか。本病院の状況が逼迫している中での対応をお聞きいたします。一般外来、検査、救急外来は、現在どのように、どの程度制限されているのでしょうか。

2点目、受診控えの患者への対応について。

医療状況が逼迫してきた今でも、受診控えの患者への同様な対応ができているのでしょうか。

（1）前回の議会で私が取り上げたときには、十分連絡を取って対応しているということでした。医療状況が逼迫してきた今でも、同様な対応ができているのでしょうか。

（2）場合によっては往診までも行われているのでしょうか。

3点目、コロナの自宅療養者・自宅待機者へのケアについて。

自宅療養者・自宅待機者の病状が一変して、命を落とす事例が報道され、多くの市民

が不安に感じていると思われます。

(1) 医師・看護師は何人ぐらい、今、福生病院に携わっているのでしょうか。

(2) それらの感染者がいる家庭へは、どう感染防止のためのケアを行っているのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 浜中議員のご質問にお答えいたします。

1 項目め、「一般外来、検査、救急外来は、現在どのように、どの程度制限されているのか」についてでございます。

現時点では、先ほどまでの答弁のとおり、一般外来は一部制限をしておりますが、検査、救急外来ともに通常どおりの診療を再開しております。今後も、院内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合には、これまでと同様、患者及び職員への感染拡大防止、安全確保の観点から、状況に応じ、新規入院患者及び救急患者の受入れの一時中止、予定手術の延期などの措置により対応する予定でございます。

次に2 項目め、「受診控えの患者への対応について」の1 点目、「前回の議会で取り上げた時には、十分連絡を取って対応しているということだった。医療状況が逼迫してきた今でも、同様な対応ができているのか」についてでございます。

現時点でも、前回の議会での説明と同様に、電話再診による処方箋の発行や、予約日や検査日に来院せず重症化が心配される患者さんへの電話連絡など、継続して対応しております。

次に2 点目、「場合によっては往診までも行えているのか」についてでございます。

西多摩医療圏域における当院の役割は、主に入院診療を取り扱う地域の中核的医療機関でございます。往診につきましては、開業医等の役割と考えておりますので、当院では、現時点では行っておりません。

次に3 項目め、「コロナの自宅療養者・自宅待機者へのケアについて」の1 点目、「医師・看護師は何人ぐらいが携わっているのか」及び2 点目「それらの感染者がいる家庭へは、どう感染防止のためのケアを行っているのか」は関連がありますので、併せてお答えいたします。

当院においてPCR検査を実施した結果、感染が確認された場合は保健所へ報告いたしますが、感染者に対する入院、宿泊、自宅療養などの調整及び病状の把握などのケアにつきましては、現時点でも、幸い、西多摩地域では保健所が主としてやっておられるので、当該感染者に関する医療機関への情報提供はございません。

ホテルや自宅療養中に症状が悪化した場合は、保健所からの依頼により、当院の外来を受診することはありますが、当院の医師・看護師が自宅療養者・自宅待機者のケアに直接携わることはございません。

以上で、浜中議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） 浜中順議員どうぞ。

○6番（浜中 順君） 答弁ありがとうございました。大変よく分かりました。

2番目の受診控えをされている患者について、電話によって対応していただいているということですが、場合によってはほかの医療機関との連携の中で、ほかの医療機関にお願いするというか、移動するということもあり得るんですか。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 個人情報がありますので詳細にお答えはできませんが、先ほどから一部の外来で制限をしているというようなことは、議員がお考えのとおり状況が発生しているからでございますので、その関係の患者さんの多くは大学病院等にご紹介せざるを得ず、今のところスムーズに連携を行っていただいております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 浜中順議員。

○6番（浜中 順君） 十分な回答をしていただきまして、大変よく分かりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（濱中俊男君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

なお、再開は午後1時55分からといたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（濱中俊男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほどの一般質問の答弁において修正をしたいとの申し出がありましたので、これを許します。経営企画担当主幹。

○経営企画担当主幹（市川仁史君） 先ほど、西川議員からお尋ねがありました院内でのワクチン接種の対象者等につきまして、訂正をさせていただきます。

まず、職員対象者は531名、接種希望者が483名、接種希望率は91%、これは変わりありません。

委託職員、対象者196名、接種希望者180名、接種希望率91.8%、これも変わりございません。

最後に、職員と委託職員を含めました合計数値に誤りがありまして、対象人数、先ほど728名と発言させていただきましたが、対象者は727名、接種希望者は663名、接種希望率91.2%でございました。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（濱中俊男君） 西川議員よろしいですか。

○4番（西川美佐保君） ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） それでは、日程第4、議案第1号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第1号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告並びに構成市町及び当院の一般職の職員の期末手当の改定措置を考慮し、企業長の期末手当の支給割合を改正するため、提案するものでございます。

議案資料の 1 ページ、新旧対照表をご覧ください。

当院の一般職の職員の期末手当の改定に合わせ、年間支給月数を 0.1 月分引き下げるものでございます。

そのため、条例第 5 条の期末手当の規定を改正するもので、第 2 項において定める、期末手当の年間支給月数を、「4.65 月」から「4.55 月」へ引き下げるため、6 月に支給する期末手当を「100 分の 217.5」から「100 分の 212.5」へ、12 月に支給する期末手当を「100 分の 222.5」から「100 分の 217.5」へ改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この改正につきましては、令和 3 年 3 月 1 日から施行しようとするものであることから、附則の第 2 項において、令和 3 年 3 月に支給する期末手当につきましては、0.25 月から 0.1 月引き下げる特例措置を講じて対応しようとするもので、「100 分の 25」を「100 分の 15」と調整するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第 1 号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 1 号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第 1 号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第 5、議案第 2 号、福生病院企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第 2 号、福生病院企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、国が進めている行政手続きの押印廃止を踏まえ、宣誓書に規定されている押

印を廃止するため、提案するものでございます。

議案資料の３ページ、新旧対照表をご覧ください。

別記様式に規定する宣誓書の押印欄を廃止し、署名欄のみとするものでございます。

なお、当院において条例上で押印の規定を設けているものは本条例のみとなります。

今後、各所属で押印の廃止について検討し、必要に応じて規則、要綱等を改正していく考えであります。

附則でございますが、この条例につきましては、交付の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員どうぞ。

○８番（五十嵐みさ君） 押印を廃止するということですので、そもそもこれは署名捺印でなく、記名押印であったのかと思うんですけども、そういう認識でよいのかということと、その場合、新たに押印を廃止した場合は、これは自署でなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 小林庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） こちらにつきましては、運用といたしましては、４月１日の入職であれば、その日にこちらの宣誓書を渡して自署していただいているということでございますので、それにつきましても、今後は自署していただくという考えであります。以上です。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○８番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

通例、４月１日に自署していただいているというお話だったんですけども、一部において自署ができない方等に対して、スタンプ印ですとかゴム印ですとか、そういうことも可能であるというような認識もお話もあるんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 小林庶務課長。

○庶務課長（小林章文君） 議員がおっしゃったような例は、今までございませんけれども、今後、確かにそういう方もいらっしゃることも考えられますので、その際には、当然ながら自署ではなく記名ということで、職員が立会いのもと、それを確認させていただくというようなことで考えております。以上です。

○８番（五十嵐みさ君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第２号、福生病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号、福生病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第6、議案第3号、令和3年度福生病院企業団病院事業会計予算及び日程第7、議案第4号、令和3年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての2件につきましては、関連がございますので一括での議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、令和3年度福生病院企業団病院事業会計予算及び日程第7、議案第4号、令和3年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての2件を一括での議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び提案内容の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） それでは、ただいま一括議題になりました議案第3号、令和3年度福生病院企業団病院事業会計予算、並びに議案第4号、令和3年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に、議案第3号、令和3年度福生病院企業団病院事業会計予算でございますが、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮したものとしております。収益的収入につきましては、85億3,929万5,000円、収益的支出につきましては、89億7,668万3,000円とし、支出が約4億3,700万円超過する赤字予算となっております。

また、医療機器等につきましては、当院の状況を踏まえ、必要最低限の機器としております。

続きまして、議案第4号、令和3年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についてでございますが、令和2年度よりも14万8,000円の減額となり、福生病院企業団構成市町負担金の総額は10億9,681万円といたしました。

細部につきましては、経理課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） 令和3年度福生病院企業団病院事業会計予算につきまして、説明をいたします。

令和3年度の予算案は、福生病院企業団会計規程第99条により、企業長が定める予算

編成方針及び院長が作成する予算原案作成方針に基づき作成いたしました。

それでは、別冊の予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございます。こちらは、当院の活動の基本的目標となるものでございます。令和 2 年度当初予算との比較につきましては、「令和 3 年第 1 回福生病院企業団議会定例会提出議案概要書」に記載しておりますので、お手数ですが併せてご覧いただければと思います。ページは 2 ページ及び 3 ページになります。

病床数は、316 床で変更はございません。年間延べ入院患者数は、8 万 300 人でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、令和 2 年度予算より減少しておりますが、当院の年度目標として設定しております。

年間延べ外来患者数は、14 万 3,990 人でございます。入院患者と同様に新型コロナウイルス感染症の影響及び地域連携の推進に伴う逆紹介を進めていくことによる減少でございます。

1 日平均入院患者数は 220 人、1 日平均外来患者数は 595 人を目標として設定しております。

主要な建設改良事業は、医療機器等の購入で、3 億円でございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

第 1 款、病院事業収益は 85 億 3,929 万 5,000 円でございます。患者数の減少に伴い令和 2 年度予算よりも減額しております。

内訳といたしまして、第 1 項、医業収益は、66 億 808 万 7,000 円でございます。医業収益の内容は、本予算書の 25 ページに記載しておりますので、25 ページをお開きください。

入院収益は 43 億 1,341 万 6,000 円、一般病床は 6 万 9,350 人の年間延べ入院患者を見込んでおります。また、包括ケア病棟の年間延べ患者数は 1 万 950 人を見込んでおります。令和 3 年度の入院収益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、各診療科が目標とする 1 日平均患者数等に基づき算出しております。また、令和 3 年度も引き続き寄附講座を実施することで、内科医を確保し、新型コロナウイルス感染症への対応を進めてまいります。

寄附講座の状況でございますが、内科としては、令和元年度と平成 30 年度の収益の差は約 7,000 万円の増収となりました。ただし、令和元年度終盤は、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めております。また、内科医が増員されたことにより、このコロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症への対応について非常に有効なものとなっているとともに、非常に厳しい状況の中では、医師の負担軽減にもつながっております。

なお、寄附講座は、大学の研究機関との連携によって、当院における医療連携システムの構築などの研究等に当院で取り組むことにより、医師の確保と診療科の充実を図るものでございます。支出科目としましては、本予算書の 33 ページの上の方でございますが、項は第 2 項の医業費用、目は第 3 目の経費、節は寄附金で 4,000 万円を計上しております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

続きまして、第2項、医業外収益は、19億2,920万4,000円でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応への補助金約4億8,000万円を見込み、令和2年度よりも増額しております。

第3項、特別利益は200万4,000円でございます。こちらは、過年度損益修正益で貸倒引当金戻入益を約200万円見込んでおります。

続きまして、支出でございますが、第1款、病院事業費用は89億7,668万3,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項、企業団管理費は、3,249万2,000円でございます。こちらは、企業長給与、企業団議員報酬及び企業団議会経費でございます。

第2項、医業費用は、86億5,596万3,000円でございます。医業費用の減は、材料費及び減価償却費の減が主な要因でございます。

第3項、医業外費用は、2億7,661万5,000円でございます。医業外費用の減は、企業債の支払利息及び雑損失などの減が主な要因でございます。

第4項、特別損失は、令和2年度と同額の161万3,000円でございます。こちらは過年度損益修正損で161万円を見込んでおります。

第5項、予備費は、令和2年度同額の1,000万円でございます。

以上が収益的収入及び支出の予算の説明でございますが、先ほど企業長が説明したとおり、こちらにつきましては、支出が収入を4億3,738万8,000円上回り、支出超過の予算、赤字予算となっております。

一般に、赤字予算の調製は許されないものと解すべきところでございます。しかしながら、国難とも言える新型コロナウイルス感染症への対応が病院運営に大きな影響を与え、思うように収益を上げることが非常に厳しい状況でございます。このような中、これをやむを得ない事情と捉え、赤字予算を調製するものでございます。この赤字を解消するために、速やかに赤字解消計画を策定する予定でございます。

なお、損益的には赤字となりますが、資金面におきましては、本予算書の10ページにございます令和3年度福生病院企業団病院事業予定キャッシュ・フロー計算書の一番下の資金期末残高が示すとおり、年度末には不足することはないと見込んでおります。ただし、年度途中における資金繰りにおいては、若干の懸念がございますので、令和2年度同様に金融機関からの一時借入を計画しております。金額につきましては、令和2年度借入額の10億円より下げたいと考えております。

続きまして、2ページでございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

第1款、資本的収入は、6億8,647万円でございます。

内訳といたしまして、第1項、企業債は、3億円でございます。

第2項、他会計補助金は、1億6,387万4,000円でございます。

第3項、都補助金は、5,011万8,000円でございます。令和2年度は、NBC災害テロ対策設備整備費補助事業を計上しておりましたが、一定の準備ができたことにより令和

3年度は計上してございませんので、大幅な減額となっております。

第4項、他会計負担金は、1億7,241万5,000円でございます。

第5項、固定資産売却収入は、令和2年度と同額の1,000円で科目存置でございます。

第6項、その他投資返還金は、6万2,000円でございます。こちらは、医師等の医局人事等に伴う医師住宅等敷金戻入を見込むものでございます。

続きまして、支出でございますが、第1款、資本的支出は、9億7,292万6,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項、建設改良費は3億円でございます。内容としましては、医療機器の購入によるもので、第11条の重要な資産の取得にも記載しておりますが、血管撮影装置一式及び調剤機器一式でございます。令和3年度につきましては、当院の経営状況を踏まえ必要最低限の機器に絞り込み計上し、故障等に伴う緊急対応の約3,500万円を含めて計上しております。故障等がなければ二つの医療機器のみの購入と計画しております。

第2項、企業債償還金は、6億7,251万4,000円でございます。こちらは、総合医療情報システムの償還が令和2年度に終了したことに伴い減額しております。

第3項、その他投資は、41万2,000円でございます。こちらは、医師住宅等の敷金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,645万6,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

第5条は、企業債でございます。限度額を3億円とし、利率は年4%以内とするものでございます。令和元年度の実績では、0.002%でございます。

第6条は、一時借入金でございます。限度額を10億円と定めるものでございます。

次のページに移りまして、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。各項の流用をすることができる場合は、企業団管理費、医業費用及び医業外費用と定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。給与費及び交際費は、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと定めるものでございます。給与費は46億4,832万円、交際費は60万円といたします。

第9条は、他会計からの補助金でございます。収益的支出に対する補填のため、構成市町からのこの会計へ補助を受ける金額は9,872万7,000円と定めるものでございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額でございます。限度額を11億円と定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得でございます。こちらは、医療機器の血管撮影装置一式及び調剤機器一式でございます。こちらに計上するのは、取得価格が2,000万円以上のものでございます。

ここまでが、議会の議決をいただくもので、以降は説明書になりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、令和３年度福生病院企業団病院事業会計予算の説明でございます。

続きまして、令和３年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、ご説明いたします。

それでは、議案書の７ページをご覧ください。

構成市町の負担金につきましては、福生病院企業団規約第１３条第１項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

負担金の総額は、１０億９,６８１万円でございます。各構成市町の負担金は、福生市が４億９,３９０万１,０００円、羽村市が３億６,３７５万７,０００円、瑞穂町が２億３,９１５万２,０００円でございます。

続きまして、議案資料の５ページの議案第４号資料をご覧ください。

対令和２年度比較でございますが、全体で１４万８,０００円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、償還利息の減少によるものでございます。

続きまして、各構成市町負担金の対令和２年度比較でございますが、福生市は２０６万８,０００円の減、羽村市は３２８万８,０００円の増、瑞穂町は１３６万８,０００円の減でございます。羽村市のみが増額となっておりますのは、平成２９年度から令和元年度までの３か年の患者数割合が増加したことによるものでございます。

建設負担金に関しましては、３年ごとに患者数割合を改定することが、平成２９年３月２２日に決定いたしました負担金の算出基準に定められており、令和３年度は改定後の２年度目になりますので金額の変更はございません。

以上、簡単ではございますが、令和３年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての説明とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。浜中順議員どうぞ。

○６番（浜中 順君） ちょっと聞き落としたかもしれませんけれども、予算書の２５ページの上のほうの、入院収益の説明のところの年間延患者見込数６万９,３５０人、それから、その下の外来収益のところの年間延患者見込数１４万３,９９０人、令和２年度はまだ終わっていないわけですが、令和２年度の見込みの数というのはそれぞれどうなっているのか、もし分かれば教えてください。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

令和２年度につきまして、今、私の手元にある資料でちょっと申し訳ないんですが、１２月分までの集計になっておりますが、入院患者につきましては４万９,９５８人、外来患者につきましては１１万５,１０７人。あと残り３か月分を足しても、当初予算のほうでは入院が９万１,９８０人、外来が１７万４,４７４人としておりましたが、大幅に落ち込むことは想像に難くないところでございます。

やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ているところと感じております。

以上でございます。

○6番（浜中 順君） 結構です。

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ちょっと3点ほど教えていただきたいんですけども、ページ、25 ページの収益的収入及び支出のところの3 その他医業収益の医療相談収益、これがかなり減っているかと思うんですけども、これは事業を縮小されるというような形でしょうか。それともやはり相談者というか、利用される方の数が減るというふうに見込まれているのかということが1点と、それから、26 ページの医業外収益の都補助金、それぞれコロナの関係で非常に多く、4億円ほど増えているところですけども、ここをもう少し詳しく、どのようなものに使う予定なのか、どのようなものに使えるのかというようなところを教えていただきたいと思います。

それと今度は、支出のほうなんですけれども、31 ページのところに消耗品費がございしますが、これもちょっと詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

まず、1点目の医療相談収益なんですけれども、こちらは人間ドックなどの収入でございまして、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和2年度、今年度につきましても、かなり人数が下がっておりますので、それを引きずるような形になってしまうので、令和3年度も同様なことを考えまして減額しているところでございます。

それから、2点目の都補助金、新型コロナウイルス感染症に対してのところでございますが、こちら、予算編成時点では昨年9月に収入できた病床確保とか空床確保のところの補助金というところで同額を計上させていただいているところです。ただ、こちらにつきましては、令和3年度の東京都の補助金の確約がない状況ではございますので、これが入らないと、かなり厳しい状況ということにはなるんですが、昨年、要望書のほうを出していただいておりますので、それがかなうことを祈っております。

それから、31 ページの消耗品でございしますが、こちらにつきましては、清掃の消耗品とか維持管理の消耗品、それから文具等の消耗品等をまとめて計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

都補助、これ確実に入ることを私たちもまた期待していきたいと思っております。

消耗品に関しましては、これは特にコロナの関係とかという形ではないということですのでよろしいのでしょうかね。通常という形でよろしいでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） 通常のものも入りますし、やはり新型コロナというところもございしますので、多少は考えているところではございます。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。村山議員。

○3番（村山正利君） 議案第3号で二つ質疑します。議案第4号で一つ。

議案第3号の一つ目の質問なんですが、私も初めての経験で赤字予算ということで4億円以上の赤字があります。これについては説明では、赤字解消計画を早急に計画するということでありますので、どのようなものなのか、それを確認します。

それと同じくその議案の中で、説明資料で1ページ、第2条の(4)の医療機器等購入ということで3億円ありますが、これの主なものを教えてください。

議案第4号、これは市町村の交付金のことだと思うんですが、これについて、今年度は特別の交付金を3月議会で認める予定なんですが、令和3年度もこれを予定しているかどうかを確認します。

以上、3点です。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

まず、赤字予算に対する赤字の解消計画ということでございますが、現時点ではまだ完全なものは出来上がってございませんが、主なところとしましては、やはり新型コロナウイルス感染症でございますので、簡単な、楽天的なそういうところの計画、楽観視した計画はなかなか作れないというところがございますので、現状を踏まえまして、徐々にですが、赤字が解消できるようなことで収支等のほうを考えていきたいということで資料を作っているところでございます。

それから、重要な資産の取得のところでございますが、こちらは血管撮影装置、こちらが大体1億6,600万円ぐらいを想定しております。それから調剤機器、こちらが9,700万円ぐらいを想定しているところでございます。残りの部分も、緊急対応ということで機器等の故障時に更新しなければいけないというときに使用するということで、その分の予算を計上させていただいているところでございます。

それから、3点目の令和2年度、これから3月議会で各構成市町におきまして補正予算の中で審議ということになると思いますが、こちら令和3年度につきましては、今、構成市町といろいろ協議を進めている中で、どういう支援のあり方がよいかというところを今、構成市町と当院のほうで協議をしているところでございます。

またこの辺は、先行きが出てきたところではまた議員の皆様には説明をしたいと思いますが、現時点では協議中ということでございますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 村山議員。

○3番（村山正利君） 議案第3号の1点目につきましては結構でございます。赤字予算ということでありますけれども、それは年度末に調整するというので、非常にご苦労があるのかなというふうに理解しました。

2点目なんですが、主な機器の購入はお答えをいただいたんですが、コロナに関して何か機器は考えられているかどうか。

3点目については結構です。

○議長（濱中俊男君） 大澤経理課長。

○経理課長（大澤達哉君） お答えいたします。

令和３年度の機器の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する機器の
ほうの購入は考えてございません。以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 村山議員。

○３番（村山正利君） じゃあ、コロナ対策については現状の機器で十分対応できるとい
うふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議員のご質問は、非常にごもったことなのですが、お金が
あればいいというものではなくて、病院のコロナ対策で一番の課題とされるのはマ
ンパワーでございます。もしも、予算が潤沢にあってＥＣＭＯを２台、３台と購入する
ことができたとしても、当院でＥＣＭＯを運用できる人材というのは、今のところ
おりませんので、それにこの規模の２次医療機関でＥＣＭＯを動かしているところも、
恐らく、例外的な施設しかなかろうと思います。例えば、ＥＣＭＯを云々とか、特別な
レスピレーターを云々というようなことをご念頭に置かれているご質問であれば、今の
ところは考えておりません。よろしいでしょうか。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、日程第６、議案第３号、令和３年度福生病院企業団病院事業会計予算及び
日程第７、議案第４号、令和３年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金について
の討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、まず、議案第３号、令和３年度福生病院企業団病院事業会計予算の件を採
決いたします。

議案第３号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま
した。

_____・_____

○議長（濱中俊男君） 次に、議案第４号、令和３年度福生病院企業団に対する構成市町
の負担金についての件を採決いたします。

議案第４号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま
した。

_____・_____

○議長（濱中俊男君） 以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全
て終了いたしました。

これをもって、令和３年第１回福生病院企業団議会定例会を閉会いたします。
大変にお疲れさまでございました。

午後２時３３分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和 ３年 ３月 ３０日

福生病院企業団議会議長 濱中 俊男

福生病院企業団議会議員 榎本 義輝

福生病院企業団議会議員 山崎 栄